

令和5年4月

お客さま 各位

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更および「預金規定」改正のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の適用対象を令和3年4月1日以降に新規開設された普通預金口座としておりますが、令和5年6月1日（木）より総合口座取引規定・普通預金規定・決済用普通預金規定を改正し、「未利用口座管理手数料」の適用対象をすべての普通預金口座（総合口座を含みます。）とさせていただきます。

なお、本手数料は、長期間未利用の状態となった口座に対して適用させていただくものであり、日常の入金、出金および口座振替等をご利用いただいている口座が対象となるものではありません。

記
1 変更日

令和5年6月1日（木）

2 対象口座の変更内容

変更前	令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座
変更後	すべての普通預金口座（総合口座を含む） （令和3年3月31日以前の開設口座も含みます。）※注

注）令和3年3月31日以前に開設した口座については、令和5年6月1日から2年間、一度も預入れまたは払戻しのない場合に対象となり、手数料の引落しは、令和7年6月以降となります。

3 未利用口座管理手数料の内容

対象口座	次のすべてに該当する普通預金口座（総合口座を含みます。） ただし、亡くなられたお客さまおよび郵送した案内が返送されたお客さまの口座は除きます。 ① すべての普通預金口座 ② 最後の預入れまたは払戻しから2年間、一度も預入れまたは払戻し（利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）がない普通預金口座 ③ 残高が1万円未満の普通預金口座 ④ 当金庫に次の取引がないお客さまの普通預金口座 定期性預金、借入（カードローン契約を含みます。）、 預かり資産（投資信託、国債等）
手数料金額	年間1,320円（消費税を含みます。）
その他	残高不足により未利用口座管理手数料の引落しができない場合は、残高の全額を未利用口座管理手数料の一部としていただき、 当該口座を自動的に解約させていただきます。

4 改正する預金規定

各預金規定の第17条(1)を改正いたします。

※ クリックにより改正後の各預金規定をご確認いただけます。

- (1) [総合口座取引規定](#)
- (2) [普通預金規定](#)
- (3) [決済用普通預金規定](#)

17. (未利用口座管理手数料)

《改正前》

- (1) **令和3年4月1日以降に開設した預金口座は、**最後の預入れまたは払戻しから2年間、一度も利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。



《改正後》

- (1) 最後の預入れまたは払戻しから2年間、一度も利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当金庫は未利用口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当いたします。
- (5) 上記(4)の場合、当金庫は当該預金残高全額を引落した後、預金者に通知することなく、当該未利用口座を解約できるものとします。
- (6) 引落としとなった未利用口座管理手数料の返却はいたしません。
- (7) 解約された口座の再利用はできません。

以上

【お問い合わせ先】

業務部 電話番号 0120-114-965

受付時間 平日 9:00~17:00